

一般社団法人日本内分泌学会

東北支部規約

(総則)

- 第 1条 本内規は一般社団法人日本内分泌学会(以下本会と略する)定款ならびにその細則を尊重し、東北支部(以下本支部と略する)に関する規約とする。
- 第 2条 本支部を一般社団法人日本内分泌学会東北支部と定める。
- 第 3条 本支部の事務局を連絡会議の指定する場所に置く。

(目的)

- 第 4条 本支部は東北地方における内分泌学に関する学術研究および診療の発展ならびに内分泌学についての一般の啓蒙を行うことを大きな目的とする。

(会員)

- 第 5条 本支部は東北地方(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)の6県と定める)に在住する支部会員および賛助会員よりなる。本支部会員は日本内分泌学会会員を兼ねる事が望まれるものとする。支部会員は本支部の目的に賛同し、所定の会費を納入したもので、その年度の学術集会での業績発表の権利を有する。
- 第 6条 賛助会員は本支部の目的に賛同し規定の賛助会費を納入した個人又は団体である。
- 第 7条 本支部会員および賛助会員の会費は連絡会議で立案し、支部評議員会と総会の承認を得る。

(役員)

- 第 8条 本支部に以下の役員をおく。
- | | |
|--------|--------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 連絡会議幹事 | 各県から2名ずつ |
| 支部評議員 | 下記の第13条に従う定員 |

(役員を選任)

- 第 9条 支部長は連絡会議において選出され支部評議員会、総会の承認を得るものとする。
- 第10条 副支部長は連絡会議において選出され支部評議員会、総会の承認を得るものとする。
- 第11条 連絡会議幹事は各県2名を各県の支部評議員から互選で選出するものとする。連絡会議幹事は支部長、副支部長、事務局長を兼任しても構わない。
- 第12条 事務局長は事務局の責任者が兼ねるものとする。
- 第13条 支部評議員は本会の評議員を原則とするが、本支部会で認められた場合にはこの限りではない。

(役員の仕事)

- 第14条 支部長は本支部の一切の業務を総括し、支部を代表する。
- 第15条 副支部長は支部長を補佐するものとする。
- 第16条 連絡会議は支部長、副支部長、事務局長、各県の連絡会議幹事から構成される。連絡会議では支部総会、支部評議員会に提出する事項、その他支部の運営にとって重要な事項を討議するものとする。
- 第17条 支部評議員は支部評議員会を組織して、支部長ならびに連絡会議の諮問事項、その他本支部の運営に関する事項を審議し、本支部の目的を遂行するにあたり可能な限り最大限の努力をする。
- 第18条 功労評議員は支部評議員会に出席できるが決議には加わらない。

(役員任期)

- 第19条 支部長、副支部長の任期は2年とし、再任は1回までとする。事務局長、連絡会議幹事は5年とし、再任を妨げない。
- 第20条 役員は満70歳の誕生日を迎えた年度末をもって任期を満了し、功労評議員となる。

(連絡会議、支部評議員会)

第21条 連絡会議、支部評議員会は支部長が招集する。支部評議員会は年2回開催される学術集会の総会に先立って開催する。連絡会議は随時必要な時に支部長が招集する。支部評議員会の議長は学術集会長が兼ね、決定は出席委員の過半数による。

(総会)

第22条 総会は春と秋の学術集会の時に開催する。総会の議長は学術集会長が兼ねる。総会は連絡会議、支部評議員会の審議事項を議決する。

第23条 総会は出席者の過半数で決議する。

(会費の徴集)

第24条 本支部会費は施設会員、個人会員、賛助会員に分けて事務局が徴集するものとする。会費は別途規定する。

第25条 なお本支部会費は連絡会議で定め、支部評議員会、総会の承認を得るものとする。

(学術集会)

第26条 本支部の学術集会は年2回開催し、1回は宮城で他の1回は青森、岩手、秋田、山形、福島で行うものとする。

第27条 学術集会の会長の選出は当番の県で本支部の支部評議員を中心として互選する。そして支部評議員会で報告後、総会に推薦し総会の承認を得ることを原則とする。

第28条 学術集会の教育講演、特別講演、会場、会費、懇親会の有無などは原則的には主催する会長に一任する。

第29条 学術集会に発表するものは本支部会員である事が望ましい。

(各県の地方組織)

第30条 現在各県で運営されている種々の内分泌代謝関連の研究会を、一般社団法人日本内分泌学会東北支部県分科会主催あるいは一般社団法人日本内分泌学会東北支部後援の形態にして存続させる。将来的には地域的な参加者が異なる場合を除いては各県ひとつに統合していくことが強く望まれる。そしてこれらの研究会の運営はすべて各県の関係者に一任する。

(会計)

第31条 本支部の運営には以下の資金をあてる。

1. 会費
2. 寄付金
3. その他の収入

第32条 監事2名を置き、年度会計は監事の監査を経た後に支部評議員会ならびに支部総会に諮り、承認を得るものとする。

第33条 会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終了する。

細則は今後検討していく。

施行：2000年 6 月16日

改訂：2009年 4 月 4日

改訂：2010年 4 月24日

改訂：2013年 4 月25日

改訂：2015年 5 月30日

改訂：2018年 4 月21日